

飯島賢二の

やさしく解決!

第1回

株式会社 飯島 総研  
代表取締役 飯島 賢二

## 難問道場

**Q** 「おたくはじっば（業界隠語・実質破綻先債権の意）だから、もう、貸し出しは出来ませんね…」と言うことを言われました。どういうことか教えてください。

**A**

銀行をはじめ各金融機関は、金融庁の「金融検査マニュアル」によって、金融機関の貸出先企業を、個々の財務状況により5つの債権者区分をするよう指導されています。

業況が良好で財務内容に問題がない場合は「正常先」、金利減免、棚上げ等貸出条件を変更したり、業況が低調、不安定の場合は「要注意先」、実質債務超過、業況が著しく低調で借入金が延滞状態の場合は「破綻懸念先」、更に、多額の不良債権を内包し、過大な借入金があり、大幅な債務超過に相当期間陥っている、しかも事業の好転の見通しが無い場合は「実質破綻先」、そして法的、形式的な経営破綻の事実がある場合は「破綻先」債権として分類しています。

債務超過が続いたり、リスケ（リスケジュールの意）、いわゆる条件変更を繰り返したり、3ヶ月以上返済が滞ったりすると、破綻懸念先や実質破綻先債権に分類されてしまうこともあります。こうなると通常の融資はほとんど不可能ということになります。

各金融機関は、6か月ごとに「自己査定」でそれぞれの分類を見直しています。またこれ以外に、独自の信用格付け、スコアリング、担保・保証状況による債権分類等により、総合的に企業の評価を実施しております。

その結果の判断で、追加担保を要求されたり、金利のアップを求められたりという現象が出てくるわけです。当然、ランクアップの見直しもあり、現状ランクを少しでもアップさせる方策をとる必要があります。

結果として、債務超過なし、黒字経営、繰越損失なしという状況を創り出す事です。そのためには、その根拠たるビジネスプランの策定と完全実施を確約する必要があります。そして、実務上は、金融機関の自己査定を助ける資料としても、「経営改善計画書」として、銀行に提示していくことが重要となるでしょう。

